

## フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約(平成20年西SC7第90号) における当社が別に定める事項について

規定条文	規定内容	別に定める内容
第1条(規約の適用) 注書き	当社が別に定めるもの	該当なし
第3条(用語の定義) 3欄(フレッツ・テレビ伝送サービス)	当社が別に定める 映像通信網サービス	当社が別に契約する登録一般放送事業者との「映像通信網サービスに関する契約書」に基づき提供する映像通信網サービス
第3条(用語の定義) 11欄(利用回線)	当社が別に定める区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社が別に定める登録一般放送事業者がスカパーJSAT 株式会社である場合については、下記の URL にて掲示 (<a href="http://flets-w.com/ftv/area/">http://flets-w.com/ftv/area/</a>)</li> <li>● 当社が別に定める登録一般放送事業者が出雲ケーブルビジョン株式会社である場合は、島根県出雲市の一部地域において提供する利用回線とします。</li> <li>● 当社が別に定める登録一般放送事業者が天草ケーブルネットワーク株式会社である場合は、熊本県天草市及び上天草市の一部地域において提供する利用回線とします。</li> </ul>
	当社が別に定める提供区域	徳島県美馬郡つるぎ町の一部
第5条(契約の単位) 第1項	当社が別に定める 登録一般放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スカパーJSAT 株式会社</li> <li>● 出雲ケーブルビジョン株式会社</li> <li>● 天草ケーブルネットワーク株式会社</li> </ul>
第11条(フレッツ・テレビ伝送サービスに係る 権利の譲渡) 第2項	当社が別に定めるところ	利用回線の契約を締結している者の指定するところにより、当社が譲受人にそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があった事実について確認することとします。
第18条(通信の条件)	当社が別に定める 映像通信網サービス	当社が別に契約する登録一般放送事業者との「映像通信網サービスに関する契約書」に基づき提供する映像通信網サービス
第26条の2(債権の譲渡)	当社が別に定める事業者	NTTファイナンス株式会社
	当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。
		①第1条(規約の適用)に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件によりフレッツ・テレビ伝送サービスを提供している場合
	②当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合	

		<p>③そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金等の請求情報(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者に係る料金等の料金明細内訳をいいます。)の送付に代えて、コンパクトディスク等の媒体又はお客様の端末からの操作によるデータ転送により通知している場合</p> <p>④フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が租税特別措置法第 86 条に基づき免税の取扱いを受けている場合</p> <p>⑤個々の請求を3階層以上にまとめる場合(例:個々の請求を部署単位でまとめると2階層となり、更に複数の部署の請求を会社全体の請求にまとめると3階層となる。)</p> <p>⑥広域の事業所で利用している複数の契約者回線又は電話サービス若しくは総合デジタル通信網サービス等の請求をまとめる場合(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者から、当社から請求事業者への債権譲渡を承諾する旨の申出があり、当社がその申出を認めた場合を除きます。)</p> <p>⑦フレッツ・テレビ伝送サービス契約者のシステムに変更が必要となる等、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者に支障が生じると当社が認めた場合</p> <p>⑧上記に該当する請求又は以下の場合の債権に係る請求と一括して請求又は送付される請求の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話サービス契約約款第 83 条の2(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合(⑨を除きます。)</li> <li>・総合デジタル通信サービス契約約款第 61 条の2(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合(⑨を除きます。)</li> <li>・IP通信網サービス契約約款第 47 条の2(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合(⑨を除きます。)</li> <li>・音声利用IP通信網サービス契約約款第 38 条の2(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合(⑨を除きます。)に該当する債権</li> <li>・オプティック通信網サービス契約約款第 41 条の2(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合(⑦を除きます。)に該当する債権</li> </ul>
<p>別記 1 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域(1)</p>	<p>当社が別に定める区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社が別に定める登録一般放送事業者がスカパーJSAT 株式会社である場合については、下記の URL にて掲示 (<a href="http://flets-w.com/ftv/area/">http://flets-w.com/ftv/area/</a>)</li> <li>● 当社が別に定める登録一般放送事業者が出雲ケーブルビジョン株式会社である場合については、島根県出雲市の一部地域 詳細エリアについては、当社の営業担当者までお問合せください</li> <li>● 当社が別に定める登録一般放送事業者が天草ケーブルネットワーク株式会社である場合については、熊本県天草市及び上天草市</li> </ul>

		の一部地域詳細エリアについては、当社の営業担当者までお問合せください
別記1 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域(2)	当社が別に定める映像通信網サービス(上段)	当社が別に契約する登録一般放送事業者との「映像通信網サービスに関する契約書」に基づき提供する映像通信網サービス
	当社が別に定める区域(利用回線側)	日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一項の区域を定める省令(平成十一年郵政省令第二十四号)別表第二の九号口に定める区域
	当社が別に定める区域(第一種契約者回線側)	兵庫県の区域
	当社が別に定める映像通信網サービス(下段)	当社が別に契約するスカパーJSAT 株式会社との「映像通信網サービスに関する契約書」に基づき提供する映像通信網サービス
別記2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継(4)	当社が別に定めるところ	利用回線の契約を締結している者の指定するところにより、当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人にそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認をもって、その地位の承継の届出があったものとみなします。
別記3 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名等の変更の届出(2)	当社が別に定めるところ	利用回線の契約を締結している者の指定するところにより、当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認をもって、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更の届出があったものとみなします。
別記9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い	当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合
料金表第1表(料金) 第1類1適用(3)ウの(ウ)	当社が別に定める場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金等の一括請求(当社が認めるものに限り)、一括送付(複数の請求書(または口座振替のお知らせ・領収書)を一括して郵送する取扱いをいいます。)、定期分割(毎月の電話サービスの料金等を複数に分割して請求する取扱いをいいます。)、早期領収証送付(毎月の電話サービスの料金等の請求に係る領収書を通常より早期に送付する取扱いをいいます。)及び点字請求書等通常と異なる方法により請求する場合</li> <li>・当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合</li> <li>・請求書等を再発行する場合</li> <li>・本サービスに係る請求書又は口座振替通知書において、当社が提供するその他の電気通信サービス等の契約約款等に規定する請求書等の発行に関する料金が適用される場合</li> </ul>

<p>料金表第1表(料金)利用料金別表 建物一括契約型料金(建物一括契約プラン)(2)のウ</p>	<p>当社が別に定める 登録一般放送事業者</p>	<p>スカパーJSAT 株式会社</p>																				
<p>附則(平成23年5月27日西SCフ第14号)第2条(経過措置)第3項</p>	<p>当社が別に定めるもの</p>	<p>次表の左欄に規定する申込み期間内にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、それぞれ同表の右欄の開通期限までに当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により開通期限以降の日に、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した場合を含みます。)に、その利用回線の回線終端装置の工事と同時に施工した場合に限り、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供の開始に係る取扱所設備等工事費を適用しないもの</p> <table border="1" data-bbox="847 707 1509 1630"> <thead> <tr> <th data-bbox="847 707 1177 757">申込み期間</th> <th data-bbox="1177 707 1509 757">開通期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="847 757 1177 857">平成20年12月1日から 平成21年5月31日まで</td> <td data-bbox="1177 757 1509 857">平成21年8月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 857 1177 958">平成21年6月1日から 平成21年9月30日まで</td> <td data-bbox="1177 857 1509 958">平成21年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 958 1177 1059">平成21年10月1日から 平成22年1月31日まで</td> <td data-bbox="1177 958 1509 1059">平成22年4月30日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1059 1177 1160">平成22年2月1日から 平成22年5月31日まで</td> <td data-bbox="1177 1059 1509 1160">平成22年8月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1160 1177 1261">平成22年6月1日から 平成22年9月30日まで</td> <td data-bbox="1177 1160 1509 1261">平成22年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1261 1177 1361">平成22年10月1日から 平成23年1月31日まで</td> <td data-bbox="1177 1261 1509 1361">平成23年4月30日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1361 1177 1462">平成23年2月1日から 平成23年5月31日まで</td> <td data-bbox="1177 1361 1509 1462">平成23年8月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1462 1177 1563">平成23年6月1日から 平成23年9月30日まで</td> <td data-bbox="1177 1462 1509 1563">平成23年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1563 1177 1630">平成23年10月1日から 平成24年1月31日まで</td> <td data-bbox="1177 1563 1509 1630">平成24年4月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	申込み期間	開通期限	平成20年12月1日から 平成21年5月31日まで	平成21年8月31日まで	平成21年6月1日から 平成21年9月30日まで	平成21年12月31日まで	平成21年10月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年4月30日まで	平成22年2月1日から 平成22年5月31日まで	平成22年8月31日まで	平成22年6月1日から 平成22年9月30日まで	平成22年12月31日まで	平成22年10月1日から 平成23年1月31日まで	平成23年4月30日まで	平成23年2月1日から 平成23年5月31日まで	平成23年8月31日まで	平成23年6月1日から 平成23年9月30日まで	平成23年12月31日まで	平成23年10月1日から 平成24年1月31日まで	平成24年4月30日まで
申込み期間	開通期限																					
平成20年12月1日から 平成21年5月31日まで	平成21年8月31日まで																					
平成21年6月1日から 平成21年9月30日まで	平成21年12月31日まで																					
平成21年10月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年4月30日まで																					
平成22年2月1日から 平成22年5月31日まで	平成22年8月31日まで																					
平成22年6月1日から 平成22年9月30日まで	平成22年12月31日まで																					
平成22年10月1日から 平成23年1月31日まで	平成23年4月30日まで																					
平成23年2月1日から 平成23年5月31日まで	平成23年8月31日まで																					
平成23年6月1日から 平成23年9月30日まで	平成23年12月31日まで																					
平成23年10月1日から 平成24年1月31日まで	平成24年4月30日まで																					

<p>附則(平成 23 年5月 27 日西 SC フ第 14 号)第2条(経過措置)第4項</p>	<p>当社が別に定めるもの</p>	<p>次表の左欄に規定する申込み期間内にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、それぞれ同表の右欄の開通期限までに当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により開通期限以降の日に当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の5か月後の料金月の末日までのフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る利用料について、料金表第1表第1類の2(利用料金)に規定する額に代えて、0円を適用したもの</p> <table border="1" data-bbox="847 595 1501 1032"> <thead> <tr> <th>申込み期間</th> <th>開通期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年 10 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで</td> <td>平成 23 年 4 月 30 日まで</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 2 月 1 日から 平成 23 年 5 月 31 日まで</td> <td>平成 23 年 8 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 6 月 1 日から 平成 23 年 9 月 30 日まで</td> <td>平成 23 年 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 10 月 1 日から 平成 24 年 1 月 31 日まで</td> <td>平成 24 年 4 月 30 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	申込み期間	開通期限	平成 22 年 10 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで	平成 23 年 4 月 30 日まで	平成 23 年 2 月 1 日から 平成 23 年 5 月 31 日まで	平成 23 年 8 月 31 日まで	平成 23 年 6 月 1 日から 平成 23 年 9 月 30 日まで	平成 23 年 12 月 31 日まで	平成 23 年 10 月 1 日から 平成 24 年 1 月 31 日まで	平成 24 年 4 月 30 日まで				
申込み期間	開通期限															
平成 22 年 10 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで	平成 23 年 4 月 30 日まで															
平成 23 年 2 月 1 日から 平成 23 年 5 月 31 日まで	平成 23 年 8 月 31 日まで															
平成 23 年 6 月 1 日から 平成 23 年 9 月 30 日まで	平成 23 年 12 月 31 日まで															
平成 23 年 10 月 1 日から 平成 24 年 1 月 31 日まで	平成 24 年 4 月 30 日まで															
<p>附則(平成 24 年1月 27 日西 SC フ第 88 号)第2条(経過措置)第3項 附則(平成 24 年5月 29 日西 SC フ第 17 号)第2条(経過措置)第3項、第5項</p>	<p>当社が別に定めるもの</p>	<p>次表の左欄に規定する申込み期間内にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、それぞれ同表の右欄の開通期限までに当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により開通期限以降の日に、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した場合を含みます。)に、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供の開始に係る基本工事費(基本額の部分に限ります)及び取扱所設備等工事費について適用しないもの。</p> <table border="1" data-bbox="847 1440 1501 2067"> <thead> <tr> <th>申込み期間</th> <th>開通期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年 12 月 1 日から 平成 21 年 5 月 31 日まで</td> <td>平成 21 年 8 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 6 月 1 日から 平成 21 年 9 月 30 日まで</td> <td>平成 21 年 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 10 月 1 日から 平成 22 年 1 月 31 日まで</td> <td>平成 22 年 4 月 30 日まで</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 2 月 1 日から 平成 22 年 5 月 31 日まで</td> <td>平成 22 年 8 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 6 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで</td> <td>平成 22 年 12 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 10 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで</td> <td>平成 23 年 4 月 30 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	申込み期間	開通期限	平成 20 年 12 月 1 日から 平成 21 年 5 月 31 日まで	平成 21 年 8 月 31 日まで	平成 21 年 6 月 1 日から 平成 21 年 9 月 30 日まで	平成 21 年 12 月 31 日まで	平成 21 年 10 月 1 日から 平成 22 年 1 月 31 日まで	平成 22 年 4 月 30 日まで	平成 22 年 2 月 1 日から 平成 22 年 5 月 31 日まで	平成 22 年 8 月 31 日まで	平成 22 年 6 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 12 月 31 日まで	平成 22 年 10 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで	平成 23 年 4 月 30 日まで
申込み期間	開通期限															
平成 20 年 12 月 1 日から 平成 21 年 5 月 31 日まで	平成 21 年 8 月 31 日まで															
平成 21 年 6 月 1 日から 平成 21 年 9 月 30 日まで	平成 21 年 12 月 31 日まで															
平成 21 年 10 月 1 日から 平成 22 年 1 月 31 日まで	平成 22 年 4 月 30 日まで															
平成 22 年 2 月 1 日から 平成 22 年 5 月 31 日まで	平成 22 年 8 月 31 日まで															
平成 22 年 6 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 12 月 31 日まで															
平成 22 年 10 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで	平成 23 年 4 月 30 日まで															

		平成 23 年2月 1 日から 平成 23 年5月 31 日まで	平成 23 年8月 31 日まで
		平成 23 年6月 1 日から 平成 23 年9月 30 日まで	平成 23 年 12 月 31 日まで
		平成 23 年 10 月 1 日から 平成 24 年1月 31 日まで	平成 24 年4月 30 日まで
		平成 24 年2月 1 日から 平成 24 年5月 31 日まで	平成 24 年8月 31 日まで
		平成 24 年6月 1 日から 平成 24 年9月 30 日まで	平成 24 年 12 月 31 日まで
		平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年1月 31 日まで	平成 25 年4月 30 日まで
		平成 25 年2月 1 日から 平成 25 年5月 31 日まで	平成 25 年8月 31 日まで
		平成 25 年6月 1 日から 平成 25 年9月 30 日まで	平成 25 年 12 月 31 日まで
		平成 25 年 10 月 1 日から 平成 26 年1月 31 日まで	平成 26 年 4 月 30 日まで
		平成 26 年2月1日から 平成 26 年3月 31 日まで	平成 26 年6月 30 日まで
		平成 26 年4月1日から 平成 26 年5月 31 日まで	平成 26 年8月 31 日まで
		平成 26 年6月1日から 平成 26 年9月 30 日まで	平成 26 年 12 月 31 日まで
		平成 26 年 10 月 1 日から 平成 26 年 11 月 30 日まで	平成 27 年2月 28 日まで
		平成 26 年 12 月 1 日から 平成 27 年1月 31 日まで	平成 27 年4月 30 日まで
平成 27 年2月1日から 平成 27 年4月 30 日まで	平成 27 年7月 31 日まで		
	当社が別に定める場合	<p>当社のIP通信網サービス契約約款に規定する契約者回線(その契約者回線にフレッツ・テレビ伝送サービスが提供されていたもの)の契約解除を行った日から起算して1年以上経過して、フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がIP通信網契約の解除に係る契約者回線(その契約者回線にフレッツ・テレビ伝送サービスが提供されていたもの)の終端の場所と同一となる場合とします。)</p>	

附則(平成 24 年1月 27 日西 SC フ第 88 号)第2条(経過措置)第4項  
 附則(平成 24 年5月 29 日西 SC フ第 17 号)第2条(経過措置)第4項、第5項  
 附則(平成 27 年4月 28 日西 BD ネ第 14 号)第2条(経過措置)第2項、第3項

当社が別に定めるもの

次表の左欄に規定する申込み期間内にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、それぞれ同表の右欄の開通期限までに当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により開通期限以降の日に当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した場合を含みます。)に、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の5か月後の料金月の末日までのフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る利用料について、料金表第1表第1類の2(利用料金)に規定する額に代えて、0円を適用したもの、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の翌料金月の末日までのフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る利用料について、料金表第1表第1類の2(利用料金)に規定する額に代えて、0円を適用したもの又はその提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の末日までのフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る利用料について、料金表第1表第1類の2(利用料金)に規定する額に代えて、0円を適用したもの。

申込み期間	開通期限
平成 22 年 10 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで	平成 23 年 4 月 30 日まで
平成 23 年 2 月 1 日から 平成 23 年 5 月 31 日まで	平成 23 年 8 月 31 日まで
平成 23 年 6 月 1 日から 平成 23 年 9 月 30 日まで	平成 23 年 12 月 31 日まで
平成 23 年 10 月 1 日から 平成 24 年 1 月 31 日まで	平成 24 年 4 月 30 日まで
平成 24 年 2 月 1 日から 平成 24 年 5 月 31 日まで	平成 24 年 8 月 31 日まで
平成 24 年 6 月 1 日から 平成 24 年 9 月 30 日まで	平成 24 年 12 月 31 日まで
平成 24 年 10 月 1 日から 平成 25 年 1 月 31 日まで	平成 25 年 4 月 30 日まで
平成 25 年 2 月 1 日から 平成 25 年 5 月 31 日まで	平成 25 年 8 月 31 日まで
平成 25 年 6 月 1 日から 平成 25 年 9 月 30 日まで	平成 25 年 12 月 31 日まで
平成 25 年 10 月 1 日から 平成 26 年 1 月 31 日まで	平成 26 年 4 月 30 日まで
平成 26 年 2 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 6 月 30 日まで
平成 26 年 4 月 1 日から	平成 26 年 8 月 31 日まで

		平成 26 年5月 31 日まで	
		平成 26 年6月 1 日から 平成 26 年9月 30 日まで	平成 26 年 12 月 31 日まで
		平成 26 年 10 月 1 日から 平成 26 年 11 月 30 日まで	平成 27 年2月 28 日まで
		平成 26 年 12 月 1 日から 平成 27 年1月 31 日まで	平成 27 年4月 30 日まで
		平成 27 年2月 1 日から 平成 27 年4月 30 日まで	平成 27 年7月 31 日まで
		平成 27 年5月 1 日から 平成 27 年7月 31 日まで	平成 27 年 10 月 31 日まで
		平成 27 年8月 1 日から 平成 27 年9月 30 日まで	平成 27 年 12 月 31 日まで
		平成 27 年 10 月 1 日から 平成 27 年 12 月 31 日まで	平成 28 年3月 31 日まで
		平成 28 年1月 1 日から 平成 28 年2月 29 日まで	平成 28 年5月 31 日まで
		平成 28 年3月 1 日から 平成 28 年5月 31 日まで	平成 28 年8月 31 日まで
		平成 28 年6月 1 日から 平成 28 年9月 30 日まで	平成 28 年 12 月 31 日まで
		平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年1月 31 日まで	平成 29 年4月 30 日まで
		平成 29 年2月 1 日から 平成 29 年5月 31 日まで	平成 29 年8月 31 日まで
		平成 29 年6月 1 日から 平成 29 年9月 30 日まで	平成 29 年 12 月 31 日まで
		平成 29 年 10 月 1 日から 平成 30 年1月 31 日まで	平成 30 年4月 30 日まで
		平成 30 年2月 1 日から 平成 30 年4月 30 日まで	平成 30 年7月 31 日まで
		平成 30 年5月 1 日から 平成 30 年9月 30 日まで	平成 30 年 12 月 31 日まで
		2018 年 10 月 1 日から 2019 年1月 31 日まで	2019 年4月 30 日まで
		2019 年2月 1 日から 2019 年5月 31 日まで	2019 年8月 31 日まで
		2019 年6月 1 日から 2019 年9月 30 日まで	2019 年 12 月 31 日まで



		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="839 152 1166 259">2019年10月1日から 2020年3月31日まで</td> <td data-bbox="1174 152 1506 259">2020年6月30日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 259 1166 367">2020年4月1日から 2020年9月30日まで</td> <td data-bbox="1174 259 1506 367">2020年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 367 1166 474">2020年10月1日から 2021年3月31日まで</td> <td data-bbox="1174 367 1506 474">2021年6月30日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 474 1166 562">2021年4月1日から 2021年9月30日まで</td> <td data-bbox="1174 474 1506 562">2021年12月31日まで</td> </tr> </table>	2019年10月1日から 2020年3月31日まで	2020年6月30日まで	2020年4月1日から 2020年9月30日まで	2020年12月31日まで	2020年10月1日から 2021年3月31日まで	2021年6月30日まで	2021年4月1日から 2021年9月30日まで	2021年12月31日まで
2019年10月1日から 2020年3月31日まで	2020年6月30日まで									
2020年4月1日から 2020年9月30日まで	2020年12月31日まで									
2020年10月1日から 2021年3月31日まで	2021年6月30日まで									
2021年4月1日から 2021年9月30日まで	2021年12月31日まで									
<p>第2類 手続きに関する料金</p> <p>1 適用</p> <p>(3)事業者変更手数料の適用</p>	<p>当社が別に定める場合</p> <p>当社が別に定めるもの</p>	<p>当社のIP通信網サービス契約約款に規定する契約者回線(その契約者回線にフレッツ・テレビ伝送サービスが提供されていたもの)の契約解除を行った日から起算して1年以上経過して、フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がIP通信網契約の解除に係る契約者回線(その契約者回線にフレッツ・テレビ伝送サービスが提供されていたもの)の終端の場所と同一となる場合とします。)</p> <p>・IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスの事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに移行する場合を除きます。)</p> <p>・音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する音声利用IP通信網サービスの事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに移行する場合を除きます。)</p> <p>・リモートサポートサービス利用規約に規定するリモートサポートサービスの事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに移行する場合を除きます。)</p> <p>・フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに移行する場合を除きます。)</p> <p>・端末設備貸出サービスに係る利用規約に規定する事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに移行する場合を除きます。)</p>								